２　関係農業委員会等は、前項の規定により意見を述べようとするとき（法第三十七条第七項（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議に係る法第三十七条第三項第二号の土地のうち、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超えるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

３　前項に規定するもののほか、関係農業委員会等は、第一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第十二条　法第四十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については三年とする。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十四条　第十一条第一項の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る法第三十七条第一項に規定する輸出事業計画に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（日本農林規格等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第七十四条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条中「第七十四条第一項」を「第七十六条第一項」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十条　法に規定する財務大臣の権限（法第三条第一項及び第四項並びに第四条（これらの規定を法第五条において準用する場合を含む。）、第六条並びに第九条第一項から第四項までに規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第十七条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二条第一項に規定する農産物

二　第二条第二項に規定する畜産物

第十七条第三号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「限る」を「限り、酒類を除く」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第三項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第五項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「額に」の下に「、財務省」を加え、同条第二項及び第三項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第四項中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「費用は」の下に「、財務省」を加え、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「額に」の下に「、財務省」を加え、同条第二項中「第九条」を「第十条」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「第五条」を「第六条」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項及び第四項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（規格の対象となる酒類の原材料の要件）

第二条　法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物についての政令で定める要件は、当該農産物の生産に用いた種苗は種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあっては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして主務大臣が定めるものを除く。以下この項及び次項第一号ロにおいて「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であって、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

２　法第二条第二項第一号ロの環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物についての政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する畜産物（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）であることとする。

一　主として次に掲げるものを家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。

イ　前項に規定する農産物

ロ　当該植物の種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物にあっては、その採取又は当該家畜の放牧の開始の三年前）から当該植物の採取又は当該家畜の放牧の終了に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地（放牧その他の生産条件を考慮して化学農薬等を使用しない期間を短縮することに支障がないと認められる場合として主務大臣が定める場合においては、主務大臣が定める期間、化学農薬等を使用しないほ場又は放牧地を含む。）において採取され、又は生育した植物（イに掲げるものを除き、主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）